

## 映像制作サービス利用規約

株式会社ブイキューブは、以下の「映像制作サービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）」を設け、本規約で明示的に規定する諸条件に則り、映像制作サービス（以下、「本サービス」といい、詳細は第1.3項に定めます。）をお客様に提供いたします。なお、本規約は、お客様と当社との間における本サービス利用に関する条件を定めることを目的としており、民法548条の2が定める定型約款に該当します。

### 第1条（定義）

- 1.1 「当社」とは、株式会社ブイキューブを意味します。
- 1.2 「お客様」とは、本規約に則り、本サービスを当社に申込み法人又は個人を意味します。
- 1.3 「本サービス」とは、当社が本規約に基づき、お客様に提供する映像制作サービス及びこれに付随するサービス及び商品の販売等を意味します。お客様は、本規約を確認のうえ、本サービスの申込みを行うものとします。お客様は本サービスの申込みをすることによって本規約を契約の内容とする旨に同意したときに、本規約の個別の条項についても同意したものとみなされます。
- 1.4 「本コンテンツ」とは、当社がお客様からの本サービスの申込みをうけて、制作する映像を意味します。

### 第2条（本サービスの概要）

- 2.1 当社による本サービスの範囲は、以下のとおりとします
  - ・本コンテンツに関わる企画、構成、脚本の作成
  - ・本コンテンツの演出、撮影、収録
  - ・本コンテンツの編集、録音
  - ・本コンテンツの納品
  - ・本コンテンツの原版管理
  - ・本コンテンツに付随するサービス・商品の提供
- 2.2 当社は、本サービスの全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。

### 第3条（本サービスの申込み）

- 3.1 お客様は、当社所定の申込書により、当社に本サービスを申込みものとします。
- 3.2 お客様は、映像制作に必要な構成案を当社に提出するものとします。但し、構成案の作成を当社に依頼した場合は、その限りではありません。
- 3.3 当社は、申込書（構成案がある場合にはこれを含みます。）に基づく見積書をお客様へ提出し、お客様の承認を経て、映像制作に着手するものとします。
- 3.4 当社は、次のいずれかに該当した場合又はそのおそれのある場合は、申込書受領の前後に関わらず、お客様の申込みを受けられないことがあります。
  - (1) 著作権法に違反するおそれのある作業の場合
  - (2) 公序良俗に反するコンテンツを含む場合
  - (3) お客様の申込みに係る本サービスの提供が、技術的その他の理由により著しく困難であると当社が判断した場合
  - (4) その他当社が不適当と判断した場合

### 第4条（素材）

- 4.1 お客様は、当社が本サービス遂行上の必要に応じて、本コンテンツに関わる撮影及び編集制作に必要な情報提供、撮影及び編集に必要な備品類及びデータ等（以下、「提供素材」といいます。）の準備を依頼した場合、速やかに当社に提出するものとします。
- 4.2 お客様は、提供素材が第三者の知的財産権を含むいかなる権利も侵害していないことを保証するものとします。

### 第5条（料金）

本サービスにかかる料金（以下「サービス料」といいます。）は、見積書に基づいて確定するものとします。ただし、構成内容等の変更又は追加がある場合は、次条の定めに従い、変更された見積書に基づいて確定するものとします。

### 第6条（制作内容の変更及び追加）

- 6.1 構成内容決定後から本コンテンツ完成までの間に、お客様より構成内容の変更もしくは追加の依頼を受領した場合、当社は別途に見積書及びスケジュールをお客様へ提出し、お客様の承認を得たうえで、映像制作に着手するものとします。
- 6.2 構成内容の変更及び追加の依頼に基づき、当社よりお客様へ見積書及びスケジュールが提出されてからお客様が承認するまでの期間、当社は、映像制作に着手しないものとし、その期間が30日を経過

した場合は、申込みはキャンセルされたものとみなし、次条の定めに従うものとします。

- 6.3 構成内容の変更及び追加によって、当社による撮影及び編集、ディレクションなどの担当者に変更が生じる場合があります、お客様はこれを承諾いただきます。

#### 第7条 (キャンセル)

- 7.1 お客様が、当社が本サービスの制作への着手後に、お客様の責に帰すべき事由により注文をキャンセルする場合は、サービス料の全額を支払うものとします。
- 7.2 申込みの後、配信日又は撮影日までの間にお客様の都合によりキャンセルする場合には、次の各号の定めが適用されるものとします。
- ①お客様は、配信日又は撮影日の31日前の18時までに当社に到達するようキャンセルの通知をすることにより、本サービスの委託申込を無償でキャンセルすることができます。
- ②お客様は、キャンセルの通知が以下のように当社に到達した場合は、以下の要領にて本サービスの委託料の全部又は一部分を支払うこととします。
- 30日前から15日前18時までの連絡・・・・・・・・50%
- 15日前18時から当日までの連絡・・・・・・・・100%
- ③前二号の定めに加え、お客様による申込後のキャンセルにより、当社が手配した外部施設等のキャンセル料が発生した場合には、別途お客様がこれを負担するものとします。

#### 第8条 (本コンテンツの納入)

- 8.1 当社は、本コンテンツを別途定める方法にてお客様に納入するものとします。お客様は、納入された本コンテンツを納入後10営業日以内に検査し、本コンテンツの見積書等への不具合がある場合、お客様は当社に対して修正の依頼をすることができます。
- 8.2 前項の場合、当社は、本コンテンツを修正し、再度お客様に納入するものとします。納入後の検査は、前項の定めによります。なお、お客様による修正依頼は、2回を上限としますが、不合格の原因が当社の責に帰すべき事由である場合には、本コンテンツの最初の納入から6カ月間に限り、修正に対応します。

#### 第9条 (サービス料の支払い)

当社は、本コンテンツの納入完了後請求書を発行するものとし、お客様は、請求書受領日の翌月末日までに、サービス料を当社に支払うものとします。

#### 第10条 (著作権等)

- 10.1 本コンテンツの著作権は、制作者である当社に帰属するものとします。ただし、当社が企画、演出等に関与せず、撮影したものを一部編集等した本コンテンツに関する著作権については、この限りではありません。なお、お客様が、当社で制作した素材データ等の譲渡を希望する場合、当社は有償かつ当社が別途に指定するお客様による使用目的の範囲に限定することを条件に著作権を譲渡できるものとします。
- 10.2 前項の定めにも拘らず、提供素材については、お客様に帰属するものとします。

#### 第11条 (利用権)

- 11.1 当社は、お客様に対し、お客様が本コンテンツを本サービスの申込書に記載する目的の範囲において使用するためにこれを複製又は頒布し、上映することに同意するものとします。
- 11.2 当社が本コンテンツの全部又は一部を第三者に使用させる場合は、事前にお客様の承諾を得るものとします。また、当社が本コンテンツを当社のWebサイト・会社案内・サービスカタログ等において当社の広報・宣伝を目的として使用する場合も同様とします。
- 11.3 本規約において当社の広報・宣伝目的とは、本コンテンツが当社の制作に関連していることを明示することを主たる目的とした利用を指すものとします。

#### 第12条 (二次利用等)

お客様が、本コンテンツの短縮版、改訂版ないし翻訳版等を希望する場合は、当社にその制作を委託するものとします。

#### 第13条 (原版の保管)

当社は、本コンテンツの原版を、原則として、本コンテンツの納入完了後1年間保管するものとします。なお、保管期間を経過した後の原版の保管については、当事者間で別途の協議により決定するものとします。

#### 第14条 (権利義務の譲渡の禁止)

当社及びお客様は、本契約における権利義務を第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定、担保

提供等する行為、あるいはこれらに類似する行為をしないものとします。

#### 第 15 条 (秘密保持)

- 15.1 当社及びお客様は、個人情報及び本サービスに関して相互に開示された情報（以下、「秘密情報」という。）を厳に秘密として管理し、弁護士・会計士等の法令で守秘義務を課された専門家に開示する場合を除いて、相手方の承認なしに第三者に漏洩、開示しないものとします。また、当社及びお客様は、秘密情報を本サービス遂行の為にのみ使用するものとし、秘密情報をそれ以外の如何なる目的にも使用してはなりません。
- 15.2 前項の定めにも拘らず、以下の各号の一に該当する場合は、秘密情報として取扱わないものとします：
- (1) 受領当事者への開示時より前に公知となっていた情報
  - (2) 受領当事者が開示時に既に了知していた情報
  - (3) 開示後に、受領当事者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
  - (4) 受領当事者が、かかる情報を正当に保持している第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に受領した情報
  - (5) 受領当事者が、秘密情報とは無関係に独自に開発した情報
  - (6) 開示当事者が秘密保持義務を課すことなく第三者に開示した情報
  - (7) お客様による本コンテンツの開示・上映等により、公知となった情報

#### 第 16 条 (契約解除)

いずれの当事者も、相手方が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、何らの催告を要さず、直ちに本サービスの全部又は一部を解除することができるものとします。

- (1) 不正、不当な活動を行うなどして、相手方の名誉、信用、利益等を著しく失墜させ、もしくは重大な損害を与えたとき、又はその恐れがあるとき。
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申し立てを受けたとき、又は滞納処分や強制執行等を受けたとき会社整理、民事再生・会社更生手続きの開始、破産、もしくは競売を申し立てられ、又は自ら会社整理、民事再生、会社更生手続きの開始、もしくは破産の申し立てをしたとき。
- (3) 監督官庁から営業停止、営業許可の取消処分を受け、又は営業廃止したとき。
- (4) 自ら振り出した手形、小切手につき不渡り処分を受けたとき。
- (5) 合併によらず解散したとき。
- (6) その他資産、信用、支払い能力などに重大な変更を生じたとき。

#### 第 17 条 (反社会勢力との関係排除)

当社は、反社会的勢力関係者（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員等）の方への本サービス提供はお断りしています。

#### 第 18 条 (相当の事由がある場合の変更)

- 18.1 当社は、お客様の一般の利益に適合する場合のほか、社会情勢、経済事情、経営環境、税制の変動等の諸般の状況の変化、法令の変更、本サービスに関する実情の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、お客様の事前の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更できるものとします。
- 18.2 当社は、前項の定めに基づいて本規約の変更を行う場合は、変更後の内容を、当社の Web サイト上に表示し又は当社の定める方法により通知することでお客様に周知するものとします。

#### 第 19 条 (免責事項)

- 19.1. 天災その他の不可抗力が発生し、又は発生するおそれのある場合、並びに社会インフラの障害等により、本サービスの制作・編集作業が停止し、その結果発生する本サービスの納入遅延・納入不能により、お客様又は第三者が損害（間接損害・逸失利益を含む）を被った場合であっても、当社は一切の賠償の責任から免責されるものとします。
- 19.2. 当社は、提供素材に起因して、お客様又は第三者から何等かの請求或いは訴追をうけた場合であっても、当社は一切の賠償義務から免責されるものとし、お客様自身で解決を図るものとします。

#### 第 20 条 (協議事項)

本規約に定めのない事項或いは本規約の解釈について疑義が生じた場合には、当事者間で協議のうえ解決を図るものとします。

#### 第 21 条 (管轄裁判所)

本規約及び本サービスに関連して、当事者間に争いを生じたときは、東京簡易裁判所若しくは東京地

方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

改定履歴

2019年10月1日	制定
2020年3月30日	改定
2021年9月15日	改定